



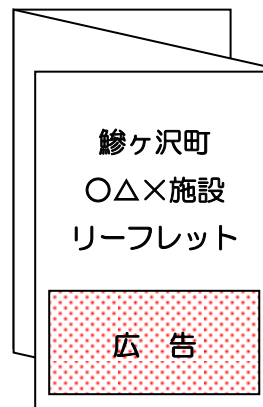
『町が発行する印刷物』 に 広告を出してみませんか？

～お店や会社などの各事業、各種団体のPRの場として、ぜひご利用ください～



『町が発行する印刷物』とは、

- ①一般郵便用、各種納税通知用や住民票・戸籍等窓口持ち帰り用の封筒
- ②納付・領収通知書
- ③各種町情報や公共施設のパンフレット、リーフレット などです。



■ お申込み・お問合せ

鱒ヶ沢町役場 財政課

TEL 0173-72-2111 (内線 338) / FAX 0173-72-2374

E-mail ajkoho@town.ajigasawa.lg.jp

※これらのほか、広報紙、町ウェブサイト（ホームページ）等への広告の掲載も可能です（料金や条件が異なります）。



Q：広告料金はどれくらいかかるの？

A：広告料金は、各種印刷物や広告の大きさ、部数によって異なります。



一般郵便用封筒

【例】封筒のサイズ **長3サイズ**
 広告のサイズ **縦 50mm × 横 100mm**
 広告の掲載場所 **封筒うら面**
 封筒の発行枚数 **年 15,000 枚**

○ 広告料（1回あたり）
 町内 53,400 円 / 町外 64,100 円

介護保険料用封筒

【例】封筒のサイズ **洋4サイズ**
 広告のサイズ **縦 70mm × 横 80mm**
 広告の掲載場所 **封筒うら面**
 封筒の発行枚数 **年 10,000 枚**

○ 広告料（1回あたり）
 町内 39,900 円 / 町外 47,800 円

町公共施設リーフレット

【例】広告のサイズ **縦 50mm × 横 90mm**
 発行枚数 **年 2,000 枚**

○ 広告料（1回あたり）
 町内 23,800 円 / 町外 35,700 円

- ★ 広告サイズは最小（縦 40 mm × 横 50 mm）～最大（縦 250 mm × 横 180 mm）まであり、サイズや印刷部数に応じて料金が異なります。
- ★ 印刷部数は 1,000 部単位とします。
- ★ 広告枠は方型となります。



Q：広告はどうやって申し込むの？

A：広告掲載を希望される場合は、各募集内容に従い、広告掲載申込書に次の必要書類を添えて、役場へ申し込んでください。



【必要書類】

- (1) 広告掲載申込書
- (2) 掲載しようとする広告の原稿案
- (3) 申込者の業務等がわかる書類の写し等

【注意事項】

- ◆ 募集を終了している場合や変更が生じている場合もありますので、あらかじめ担当までお問合せください。
- ◆ 広告主は、広告に関する一切の責任を負うものとし、広告に係る原稿案等の作成経費は、広告主の負担となります。
- ◆ 広告主は、鯉ヶ沢町に納付すべき町税等を滞納していないことを条件とします。
 （滞納が無いことを証明する必要がある場合は、納付状況を町が調査することに同意していただきます。）
- ◆ 広告事業審査委員会で審査の結果、広告案を修正していただく場合があります。
- ◆ 広告料は、有料広告掲載審査結果通知書に同封の納付書により、指定期日までに一括納付していただきます。